

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東京富士大学（以下「本学」という。）の管理運営に携わる役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 この規程に定める役員とは、本学の寄附行為第 5 条に規定する役員とする。
2 理事は常勤理事と非常勤理事とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 前条で定める役員のうち、理事長、副理事長、常勤理事は、役員報酬別表 1 により理事会の議を経て理事長が定める報酬を支給する。
2 非常勤理事は、月額 2 万円とし、監事は、役員報酬別表 2 により理事会の議を経て理事長が定める報酬を支給する。
3 役員報酬は、月額とする。

(規程の改廃)

第 4 条 本規程の改廃は理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

役員報酬 別表1 (理事長、副理事長、常勤理事)

月額

等級	支給額
1	0円
2	100,000円
3	200,000円
4	300,000円
5	400,000円
6	500,000円
7	600,000円
8	800,000円
9	1,000,000円
10	1,100,000円
11	1,200,000円
12	1,300,000円
13	1,400,000円
14	1,500,000円
15	1,600,000円
16	1,700,000円

役員報酬 別表2 (監事)

月額

等級	支給額
1	20,000円
2	30,000円
3	40,000円
4	50,000円